

2026年1月14日

青森県知事

宮下 宗一郎 殿

核のゴミから未来を守る青森県民の会

共同代表 阿部 一久

奥村 榮

古村 一雄

**むつ中間貯蔵施設に東京電力（株）及び日本原電（株）以外の
電力会社から使用済核燃料を搬入する検討を
「容認せず、撤回すべき」と公表すること等の要請について（依頼）**

去る12月19日に、東京電力ホールディングス（株）と日本原子力発電（株）はむつ中間貯蔵施設に搬入、貯蔵する対象を両電力会社以外にも拡大する「事業者間連携」の検討を表明し、青森県とむつ市に説明しました。

これは平成17年5月に開催された県議会全員協議会で当時の東京電力（株）社長の勝俣恒久氏が、同施設に東京電力及び日本電源以外の電力会社の使用済核燃料を搬入しないと約束したことに反します。

また、平成17年10月19日に、青森県知事、むつ市長、東京電力（株）社長、日本原電（株）社長が締結した「使用済燃料中間貯蔵施設に関する協定書」は、平成16年2月に東京電力（株）が県とむつ市に提出した「リサイクル燃料備蓄センター」の概要に記載された「東京電力（株）及び日本原電（株）の原発から発生する使用済燃料を貯蔵する」ことを前提としたものであることから、協定書に反します。

更に、平成6年8月9日に青森県知事、むつ市長、リサイクル燃料（株）社長、東京電力ホールディングス（株）社長、日本原電（株）社長が締結した「リサイクル燃料備蓄センター周辺地域の安全確保及び環境保全に関する協定書」及び「覚書」は、両電力会社以外は搬入しないことを前提に、県民説明会、県議会及び原子力政策懇談会、市町村長等の意見を聴取した上で締結されたことを踏まえれば、この度の両電力会社の検討公表は、県民に対する背信的行為と断言せざるを得ません。

よって、青森県知事及びむつ市長は、両電力会社に対して、直ちに本検討を「容認せず、撤回すべき」旨を早期に公表すること等下記事項について、要請します。

記

- (1) 知事は東京電力（株）日本原電（株）以外の電力会社の原発から発生する使用済核燃料のむつ中間貯蔵施設への搬入、貯蔵の検討を「容認せず、撤回すべき」と早期に公表すること。

- (2) この度の東京電力(株)及び日本原電(株)が県とむつ市に説明した、他電力会社のむつ中間貯蔵施設への搬入、貯蔵は、青森県、青森県議会、むつ市、むつ市議会との約束及び立地基本協定に反することと考えるが、知事及びむつ市長の見解及び今後の対応について説明されたい。
- (3) 上記約束は、東京電力が元社長自ら公にしたものでその約束を東京電力が現社長が反故にすることは、東京電力(株)と日本原電(株)の社会的信頼を失墜させることになると思うが、事業者の見解について説明されたい。
- (4) 知事は12月21日付け東奥日報で「事業者と距離ある。何ら環境が整っていない」「市として県に話すべきことがあるなら伺う」と述べたと報じられているが、知事発言の真意を説明されたい。
- (5) この度の公表は、県民との約束を反故にした内容で、県は県民及びむつ市民対象に、安全協定に関する県民説明会を行った地域で事業者と国と知事出席の説明会を開催することを要請する。(今回の公表は、中長期計画に関することから、中長期計画も併せて説明すべきである。)
- (6) 両電力会社が青森県、むつ市等との約束を守ることも5,000トンの搬入を優先した理由を説明されたい。
- (7) 12月20日付け東奥日報に、東電小早川社長が「むつ市の理解が得られれば改めて県に報告する」と述べたと報じられているがこれは今後むつ市の意向に沿ってむつ市結論を出した後に、県には報告で済むと言う事か、その真意について説明されたい。
- (8) この度の検討は、昨年7月に公表された中長期計画で示した4,000トン～4,500トンの貯蔵量が確定した物と考えるが、確定したのか、また、確定したならその内容(原発名、搬入量)を説明されたい。
- (9) 他電力会社の搬入、貯蔵見込量について説明されたい。